

平成31年3月27日

第7回中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会の書面協議の結果について

標記、書面協議の結果を下記のとおり公表いたします。

記

1. 書面協議開始日

平成31年3月15日（金）

2. 書面協議表決日

平成31年3月25日（月）

3. 協議事項

初乗距離を短縮する距離制運賃（公定幅運賃）の設定について

4. 協議結果

構成員17人中「意見なし」15人。「意見あり」2人。

（意見）

- ・本協議事項の趣旨について了承いたします。なお、初乗距離短縮運賃の設定により、中・長距離利用において現行よりも運賃が高くなる場合があります。比較的、中・長距離利用者が多い地方都市においては、利用者負担の増加とともに、前橋市が実施しているマイタクの支援額も増加し、制度の持続性が懸念される所です。そこで前橋市では、バス路線の再編に合わせたタクシー利用向上策について検討を進めていきたいと考えております。未来投資会議等で表明された相乗りや事前確定運賃制度など、利用者の負担軽減や、利用者の増加につながる制度の導入についても検討をお願いいたします。
- ・今回の初乗距離を短縮する事は高齢者や交通弱者に対しては、大変良い事だと思えます。利用しやすくなると思えますが、その事により、ドライバーが短い距離の利用の利用者に対して、あまり良くない態度をとるのではないかと心配されています。利用者によるこぼれる為の対応をお願いします。

別添「初乗距離を短縮する距離制運賃（公定幅運賃）の設定に関する意見書について」を関東運輸局長に提出する。

○ 問い合わせ先（事務局）

一般社団法人群馬県タクシー協会（担当：小島、山口）

〒379-2166 群馬県前橋市野中町588

TEL 027（261）2071

平成31年3月27日

関東運輸局長 殿
(群馬運輸支局長 経由)

中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会 会長

初乗距離を短縮する距離制運賃（公定幅運賃） の設定に関する意見書について

平成31年3月1日付け関自旅二第3061号により関東運輸局長から初乗距離を短縮する距離制運賃（公定幅運賃）の設定に関する通知がありましたので、当協議会として意見を下記のとおり提出いたします。

記

1. 協議会名 中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会
2. 開催日 平成31年3月15日（書面開催）
・意見の締め切り平成31年3月25日

3. 意見(構成員17名：意見2名，意見無し15名)

・本協議事項の趣旨について了承いたします。なお、初乗距離短縮運賃の設定により、中・長距離利用において現行よりも運賃が高くなる場合があります。比較的、中・長距離利用者が多い地方都市においては、利用者負担の増加とともに、前橋市が実施しているマイタクの支援額も増加し、制度の持続性が懸念されるところです。そこで前橋市では、バス路線の再編に合わせたタクシー利用向上策について検討を進めていきたいと考えております。未来投資会議等で表明された相乗りや事前確定運賃制度など、利用者の負担軽減や、利用者の増加につながる制度の導入についても検討をお願いいたします。

・今回の初乗距離を短縮する事は高齢者や交通弱者に対しては、大変良い事だと思えます。利用しやすくなると思えますが、その事により、ドライバーが短い距離の利用の利用者に対して、あまり良くない態度をとるのではないかと心配されています。利用者によるこぼれる為の対応をお願いします。

協議会事務局

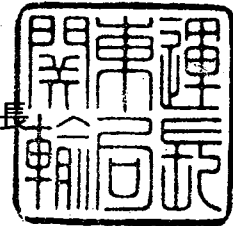
(一社) 群馬県タクシー協会
専務理事 小島 貢
群馬県前橋市野中町588
TEL 027 (261) 2071
FAX 027 (263) 0611



関自旅二第 3061 号
平成31年 3月 1日

群馬県中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会長 殿

関東運輸局長



初乗距離を短縮する距離制運賃（公定幅運賃）の設定に関する通知について

今般、一般社団法人群馬県タクシー協会長より、初乗距離を短縮する距離制運賃（以下、「初乗距離短縮運賃」という。）の設定についての要望書が当局あてに提出され、当局において、当該要望に係る初乗距離短縮運賃の設定が妥当であると判断しました。

このため、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第16条第1項及び同法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第10条の5第1項の規定に基づき通知します。

また、施行規則第10条の5第2項及び第10条の6第1項に基づき、当該運賃の範囲に関する意見書を平成31年5月7日までに運輸支局を経由し当局あてに提出して下さい。

なお、施行規則第10条の6第2項の規定のとおり、期日までに意見書の提出がないときは、当該運賃の範囲に関する意見がない旨の貴協議会の意見の提出を受けたものとみなすことを申し添えます。

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法

(平成21年6月26日法律第64号)

(運賃の範囲の指定)

第十六条 国土交通大臣は、第三条第一項又は第三条の二第一項の規定により特定地域又は準特定地域を指定した場合には、当該特定地域又は準特定地域において協議会が組織されているときは、国土交通省令で定めるところにより、当該協議会の意見を聴いて、当該特定地域又は準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃（国土交通省令で定める運賃を除く。以下同じ。）の範囲を指定し、当該運賃の範囲を、その適用の日の国土交通省令で定める日数前までに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則

(平成21年9月29日国土交通省令第58号)

(運賃の範囲の指定についての意見聴取に関する協議会への通知)

第十条の五 法第十六条第一項の規定により、国土交通大臣は、当該運賃の範囲を指定し、公表しようとするときは、あらかじめ、当該協議会に対し、当該運賃の範囲に関する意見を提出すべき旨を通知して、その意見を聴かなければならない。

2 前項の通知には、意見を提出すべき期限を付することができる。ただし、その期限は、当該協議会の同意がなければ十四日以内とすることができない。

(運賃の範囲の指定についての意見聴取に関する協議会の意見提出)

第十条の六 当該協議会は、前条第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、国土交通大臣に対し、当該運賃の範囲に関する意見書を提出しなければならない。

2 国土交通大臣が、前条第二項の規定により付した期限までに前項の意見の提出を受けないときは、当該運賃の範囲に関する意見がない旨の協議会の意見の提出を受けたものとみなす。

中・西毛交通圏の運賃の範囲(現行)

1. タクシー

①特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A(上限運賃)	850円	243m 90円	1分30秒 90円
B運賃	840円	246m 90円	1分30秒 90円
C運賃	830円	249m 90円	1分30秒 90円
D運賃	820円	252m 90円	1分35秒 90円
下限運賃	810円	255m 90円	1分35秒 90円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A(上限運賃)	3,570円	30分 3,570円
B運賃	3,530円	30分 3,530円
C運賃	3,490円	30分 3,490円
D運賃	3,440円	30分 3,440円
下限運賃	3,400円	30分 3,400円

②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A(上限運賃)	810円	259m 90円	1分35秒 90円
B運賃	800円	262m 90円	1分35秒 90円
C運賃	790円	266m 90円	1分40秒 90円
D運賃	780円	269m 90円	1分40秒 90円
下限運賃	770円	272m 90円	1分40秒 90円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A(上限運賃)	3,360円	30分 3,360円
B運賃	3,320円	30分 3,320円
C運賃	3,280円	30分 3,280円
D運賃	3,240円	30分 3,240円
下限運賃	3,190円	30分 3,190円

③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A(上限運賃)	770円	278m 90円	1分40秒 90円
B運賃	760円	282m 90円	1分45秒 90円
C運賃	750円	285m 90円	1分45秒 90円
D運賃	740円	289m 90円	1分45秒 90円
下限運賃	730円	293m 90円	1分45秒 90円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A(上限運賃)	3,140円	30分 3,140円
B運賃	3,100円	30分 3,100円
C運賃	3,060円	30分 3,060円
D運賃	3,020円	30分 3,020円
下限運賃	2,980円	30分 2,980円

2. タクシー(加算時間短縮)

①特定大型車

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃 10分
A(上限運賃)	3,570円	1,190円
B運賃	3,530円	1,170円
C運賃	3,490円	1,160円
D運賃	3,440円	1,140円
下限運賃	3,400円	1,140円

②大型車

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃 10分
A(上限運賃)	3,360円	1,120円
B運賃	3,320円	1,100円
C運賃	3,280円	1,090円
D運賃	3,240円	1,080円
下限運賃	3,190円	1,070円

③普通車

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃 10分
A (上限運賃)	3,140 円	1,040 円
B 運賃	3,100 円	1,030 円
C 運賃	3,060 円	1,020 円
D 運賃	3,020 円	1,000 円
下限運賃	2,980 円	1,000 円

3. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1. (5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

中・西毛交通圏の運賃の範囲(初乗距離短縮設定後)

1. タクシー

①特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A(上限運賃)	850円	243m 90円	1分30秒 90円
B運賃	840円	246m 90円	1分30秒 90円
C運賃	830円	249m 90円	1分30秒 90円
D運賃	820円	252m 90円	1分35秒 90円
下限運賃	810円	255m 90円	1分35秒 90円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A(上限運賃)	3,570円	30分 3,570円
B運賃	3,530円	30分 3,530円
C運賃	3,490円	30分 3,490円
D運賃	3,440円	30分 3,440円
下限運賃	3,400円	30分 3,400円

②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A(上限運賃)	810円	259m 90円	1分35秒 90円
B運賃	800円	262m 90円	1分35秒 90円
C運賃	790円	266m 90円	1分40秒 90円
D運賃	780円	269m 90円	1分40秒 90円
下限運賃	770円	272m 90円	1分40秒 90円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A(上限運賃)	3,360円	30分 3,360円
B運賃	3,320円	30分 3,320円
C運賃	3,280円	30分 3,280円
D運賃	3,240円	30分 3,240円
下限運賃	3,190円	30分 3,190円

③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A(上限運賃)	770円	278m 90円	1分40秒 90円
B運賃	760円	282m 90円	1分45秒 90円
C運賃	750円	285m 90円	1分45秒 90円
D運賃	740円	289m 90円	1分45秒 90円
下限運賃	730円	293m 90円	1分45秒 90円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A(上限運賃)	3,140円	30分 3,140円
B運賃	3,100円	30分 3,100円
C運賃	3,060円	30分 3,060円
D運賃	3,020円	30分 3,020円
下限運賃	2,980円	30分 2,980円

2. タクシー(初乗距離短縮)

①特定大型車

	距離制運賃			時間距離併用制
	初乗運賃		加算運賃	
A(上限運賃)	1.514km	670円	243m 90円	1分30秒 90円
B運賃	1.508km	660円	246m 90円	1分30秒 90円
C運賃	1.502km	650円	249m 90円	1分30秒 90円
D運賃	1.496km	640円	252m 90円	1分35秒 90円
下限運賃	1.490km	630円	255m 90円	1分35秒 90円

②大型車

	距離制運賃			時間距離併用制
	初乗運賃		加算運賃	
A(上限運賃)	1.482km	630円	259m 90円	1分35秒 90円
B運賃	1.476km	620円	262m 90円	1分35秒 90円
C運賃	1.468km	610円	266m 90円	1分40秒 90円
D運賃	1.462km	600円	269m 90円	1分40秒 90円
下限運賃	1.456km	590円	272m 90円	1分40秒 90円

③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃	加算運賃	
A (上限運賃)	1.444km 590 円	278 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
B 運賃	1.436km 580 円	282 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
C 運賃	1.430km 570 円	285 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
D 運賃	1.422km 560 円	289 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
下限運賃	1.414km 550 円	293 m 90 円	1 分 45 秒 90 円

3. タクシー(加算時間短縮)

①特定大型車

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃 10分
A (上限運賃)	3,570 円	1,190 円
B 運賃	3,530 円	1,170 円
C 運賃	3,490 円	1,160 円
D 運賃	3,440 円	1,140 円
下限運賃	3,400 円	1,140 円

②大型車

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃 10分
A (上限運賃)	3,360 円	1,120 円
B 運賃	3,320 円	1,100 円
C 運賃	3,280 円	1,090 円
D 運賃	3,240 円	1,080 円
下限運賃	3,190 円	1,070 円

③普通車

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃 10分
A (上限運賃)	3,140 円	1,040 円
B 運賃	3,100 円	1,030 円
C 運賃	3,060 円	1,020 円
D 運賃	3,020 円	1,000 円
下限運賃	2,980 円	1,000 円

4. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1. (5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

平成31年2月5日

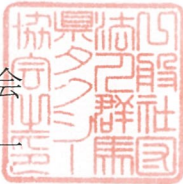
関東運輸局

局長 掛江 浩一郎 殿

一般社団法人

群馬県タクシー協会

会長 今井 宏 一



一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に係る
初乗距離を短縮する場合の距離の公示願いについて

標記について、現在、群馬県内の4営業区域(東毛交通圏・中西毛交通圏・沼田利根交通圏・渋川吾妻交通圏)において、初乗距離を短縮する距離の設定がございません。

県内会員事業者は、東京や首都圏のタクシー業界と同様、短い距離のお客様の新規開拓による営業も考えていかなければならないと考えております。

つきましては、県内4営業区域とも、初乗距離を短縮する距離について「加算距離2回分を控除した距離」に公示して頂きたいようお願い申し上げます。

